

西三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)
岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業
に係る環境影響評価方法書
要 約 書



西尾市の木「くすのき」

令和4年 10月

西 尾 市

はじめに

本要約書は、「愛知県環境影響評価条例」（平成10年愛知県条例第47号）に基づき、令和4年5月に公表した計画段階環境配慮書及び令和4年8月に受領した愛知県知事意見等を踏まえ、環境影響評価の項目や調査手法等を検討し、とりまとめた環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の概要を示したものです。

都市計画対象事業の目的

国は、各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえ、ごみ処理の広域化を推進しています。これを受けて、愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、県内を13のブロックに分け、焼却能力300 t/日以上全連続炉への集約化を目指しています。

この広域化計画を踏まえ、岡崎市、西尾市及び幸田町の2市1町で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議では、「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」を策定し、岡崎西尾ブロック内にある4施設のごみ焼却施設を統合し、2施設への集約化を目指すこととしました。

本事業は、岡崎西尾ブロック内において既に稼働している岡崎市中央クリーンセンターとともに新たなごみ焼却処理を担う施設として、西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を集約した新たな広域ごみ処理施設の建設を目的とするものです。

既存施設の概要

施設名	西尾市クリーンセンター	岡崎市八帖クリーンセンター	岡崎市中央クリーンセンター	
設置主体	西尾市	岡崎市	岡崎市	
所在地	西尾市吉良町岡山大岩山 65番地	岡崎市八帖南町字立島 2番地1	岡崎市板田町字西流石 2番地1	
処理対象区域	西尾市	岡崎市、幸田町	岡崎市、幸田町	
焼却処理施設	処理能力	195 t/日 (65 t/日×3炉)	100 t/日	380 t/日 (190 t/日×2炉)
	処理方式	全連続燃焼式流動床炉	全連続燃焼式ストーカ炉	シャフト炉式ガス化熔融
	供用開始	平成12年4月	平成8年2月	平成23年7月



都市計画対象事業の概要

■都市計画対象事業の内容

都市計画対象事業の内容は以下のとおりです。

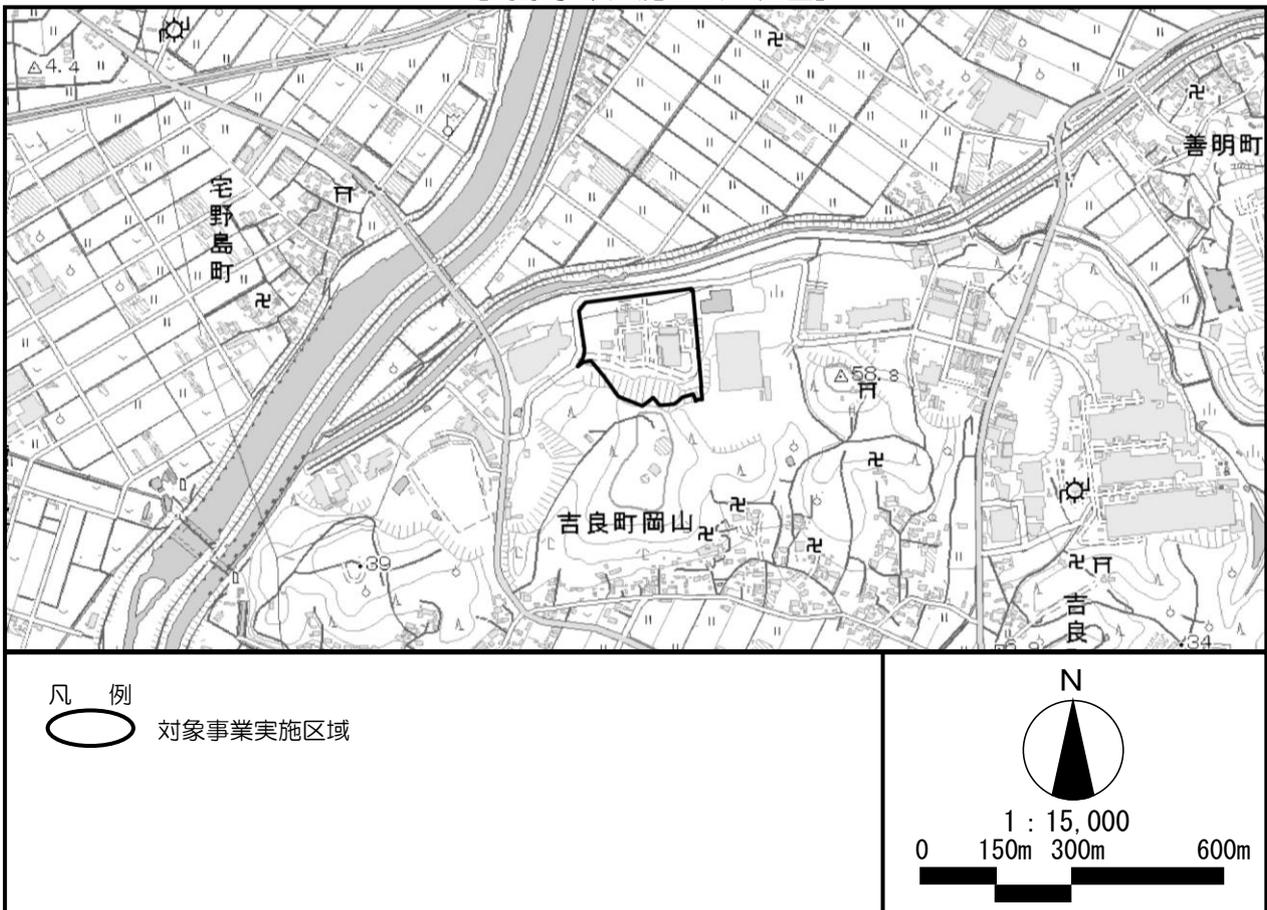
都市計画対象事業の種類		ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業
位置及び面積		西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか 約 4.45ha
ごみ焼却施設	処理能力	292 t /日
	処理方式	未定
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破碎選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	59m
	運転計画	24 時間連続運転
稼働目標年度		令和 12 年度

<建設地の決定経緯>

建設予定地は、岡崎西尾地域広域化ブロック会議において「地域住民の利便性」、「収集運搬の効率性などの立地選定の諸条件」及び「岡崎市中央クリーンセンターとの位置的バランス」を考慮して検討を行うこととして、平成30年8月から候補地を選定するための適地選定業務を実施し、各市町で最も点数の高かった1箇所ずつを候補地として選定しました。

その後、令和元年5月の岡崎西尾地域広域化ブロック会議幹事会において、候補地のうち点数の最も高かった現西尾市クリーンセンター敷地を最有力候補地とし、関係者への調整及び合意形成を図っていくことを決定し、令和2年2月に建設予定地は現西尾市クリーンセンター敷地とすることを確認しました。

【対象事業実施区域の位置】



■工事計画の概要

本事業の工事は、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定しています。なお、新施設の建設工事以前に現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設（管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場）の解体を行います。

【工事工程表（予定）】

年度	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)	令和12年度 (6年目)
解体工事	→					
設計		→				
土木・建築工事			→	→	→	
プラント設備工事				→	→	
外構工事					→	
試運転					→	
供用						→

■配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容

配慮書における複数案の比較では、大気質及び景観についてはいずれの対象計画案においても重大な影響は生じないことから、すべて同等の評価としました。

配慮書では、「事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること」、「計画施設及び煙突の存在に伴う景観への影響が懸念されるため、これらの形状及び色彩に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な予測地点及び評価地点を検討すること」などの愛知県知事意見が通知されました。

これらのことを勘案し、複数案から単一案への絞り込みにあたっては、敷地の有効活用等の観点も踏まえ、煙突の高さや施設の配置の検討を行いました。

煙突の高さに係る大気質、景観の影響については、配慮書において①案、②案ともに重大な影響がないことを確認していますが、煙突の構造、敷地の有効活用の観点から優位となる②案（煙突高さ59m）を採用することとしました。なお、煙突と建屋は一体型とすることとしました。

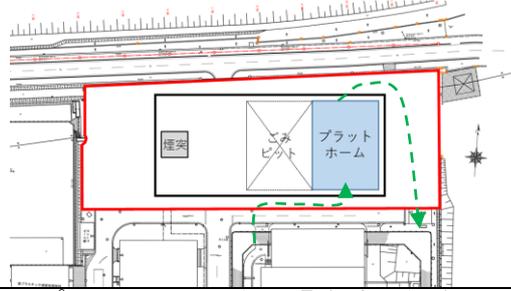
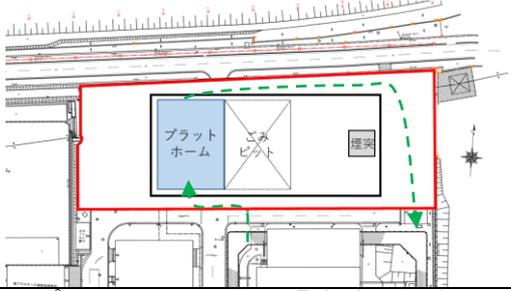
【煙突高さの検討】

項目	煙突高さ	
	①案：80m	②案：59m
煙突の構造	●地震や風荷重の影響が大きく独立して建築される。超高層建築物と同様の扱いとなり、構造について大臣認定を取得する必要があるため、設計や手続に期間を要する。	○工場棟と合わせて建築することができる。 ○構造について大臣認定の取得が不要である。
敷地の有効活用	●煙突が独立するため、敷地スペースの有効活用が図りづらい。	○工場棟と合わせて建築することで、敷地を有効に活用することが可能となる。
航空法による航空障害灯の設置義務	●設置が必要	○設置不要
建設費用	●煙突高さ59mに比べ、高価である。	○煙突高さ80mに比べ安価である。

注) ○：メリット、●：デメリットを示します。

施設の配置に係る景観への影響については、配慮書においてA案、B案ともに重大な影響がないことを確認していますが、敷地の有効活用、日影規制への対応の観点から、プラットホーム東側（A案：煙突西側配置）の方が、プラットホームから退出するためのランプウェイが比較的短く、敷地の有効活用を図りやすいこと、また、日影規制への対応が優位となることから、A案（煙突西側配置）を採用することとしました。

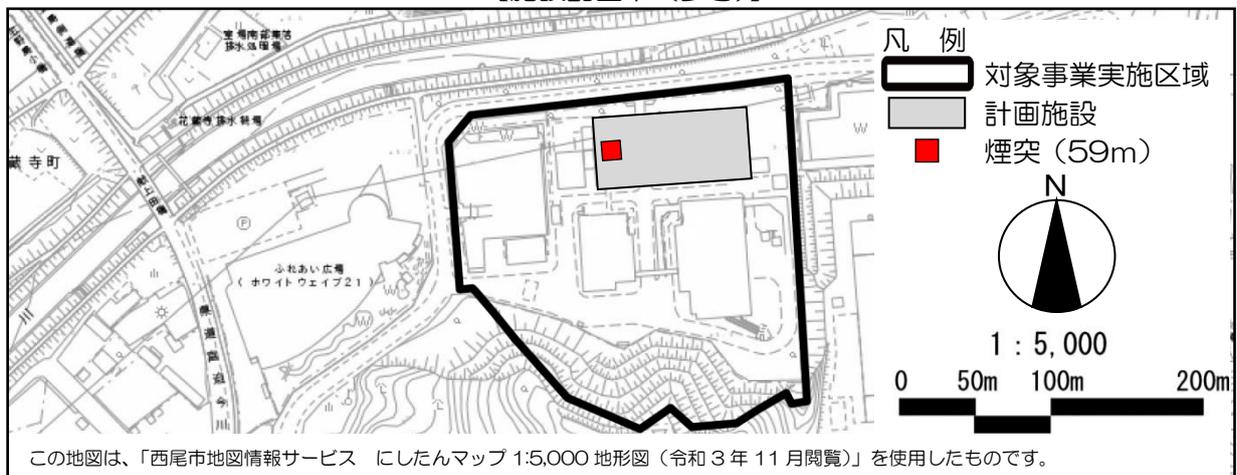
【施設配置の検討】

項目	施設配置	
	プラットホーム東側 (A案：煙突西側配置)	プラットホーム西側 (B案：煙突東側配置)
概要	<ul style="list-style-type: none"> プラットホームを敷地東側に配置 プラットホーム側の高さが低く、建屋のボリュームゾーンは西側 煙突は敷地の西側 	<ul style="list-style-type: none"> プラットホームを敷地西側に配置 プラットホーム側の高さが低く、建屋のボリュームゾーンは東側 煙突の配置が東側 
敷地の有効活用	○プラットホームから退出するためのランプウェイが比較的短く、敷地の有効活用を図りやすい。 また、ランプウェイが短くなる分、経済的にも有利である。	●プラットホームから退出するためのランプウェイが比較的長くなるため、ランプウェイを支える柱により、敷地の有効活用が図りづらい。
日影規制への対応	○民地と接する東側の敷地境界に対する日影規制に対して、比較的高さが低いプラットホームを配置するため、日影規制の影響が小さい。	●民地と接する東側の敷地境界に対する日影規制に対して、比較的高さが高い炉室（処理設備）を配置するため、日影規制の影響が懸念される。

注) ○：メリット、●：デメリットを示します。

以上の検討結果から、本事業の実施にあたり、敷地の有効活用等の観点からも優位であると考えられる「A案：煙突西側配置」、「②案：煙突高さ59m」を選定結果としました。

【施設配置案（参考）】



環境影響評価の概要

■環境影響評価の項目

愛知県の「環境影響評価指針」（以下「指針」という。）に示される参考項目を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定を行いました。次ページの表に示す15項目を選定しました。

■調査の方法

選定した項目ごとに、指針に示される参考手法を勘案し、既存資料調査や現地調査など適切な方法で現況を把握します。

■予測、評価の方法

選定した項目ごとに、指針に示される参考手法を勘案し、事業を行なうことによって環境にどのような影響を及ぼすかについて、適切な方法で予測します。また、環境影響が可能な限り回避又は低減されているか、国等の基準との整合が図られているかなどについて評価します。

環境影響評価項目の選定

環境要素の区分			影響要因の区分					施設の供用				
			工事の実施			施設の存在	施設からの悪臭の漏洩					
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去		ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	廃棄物等の搬入及び搬出	施設からの悪臭の漏洩	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸酸化物					○					
		窒素酸化物	○	○			◎				○	
		浮遊粒子状物質	○	○			◎				○	
		粉じん等	○	○	○							
		有害物質等					◎					
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○								
		施設からの騒音						○				
		道路交通騒音	○								○	
		低周波音						○				
	振動	建設作業等振動		○								
		施設からの振動						○				
		道路交通振動	○								○	
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数										○
	水質	水素イオン濃度			○							
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)										
		水の濁り(浮遊物質等)			○							
		富栄養化										
		有害物質等										
	地形及び地質	重要な地形及び地質										
	地盤・土壌	土壌環境			○							
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○							
	地下水質			○								
	日照障害				○							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○						
	植物	重要な種及び群落			○	○						
	生態系	地域を特徴付ける生態系		○	○	○						
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				◎						
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○								○	
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況											
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○	○				
		残土その他の副産物			○							
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○	○			○	

注1) 表中の「○」は選定した項目、「◎」は配慮書においても選定した項目を示します。

注2) 工事の実施には、既存施設の解体工事を含みます。

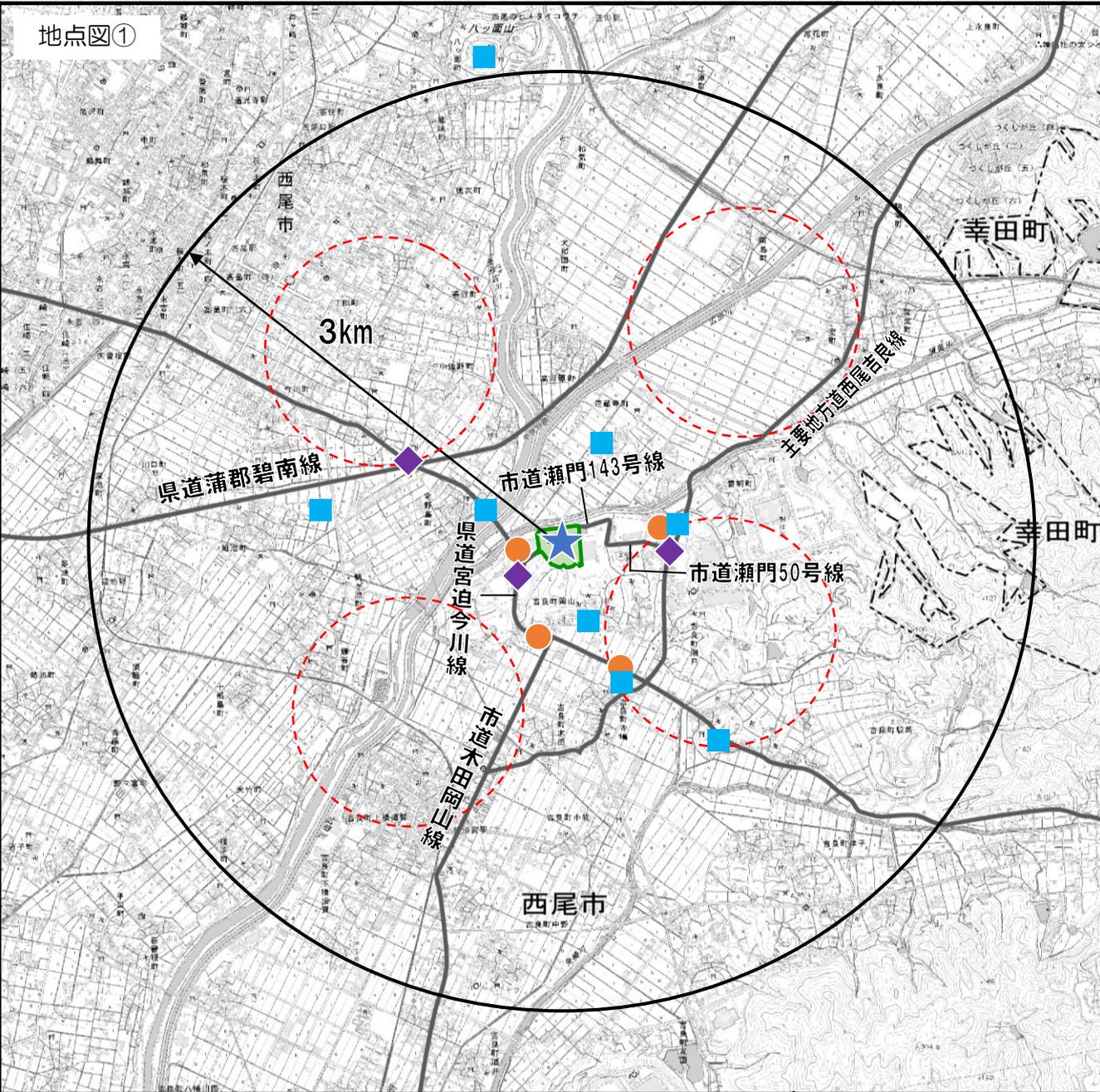
注3) 網掛けは指針別表第1(点の開発)の参考項目を示します。

現地調査の内容

調査項目		調査対象	調査期間、時期	地点	
大気質	環境	・二酸化硫黄	1年間連続	1	①-★
		・二酸化窒素及び一酸化窒素	4季に各7日間連続	4	①-○
		・浮遊粒子状物質	4季に各7日間連続	5	①-★○
		・有害物質（水銀、塩化水素、ダイオキシン類）	4季に各7日間連続	1	①-★
		・微小粒子状物質	4季に各7日間連続	1	①-★
	・降下ばいじん	4季に各1ヵ月間	1	①-★	
	道路沿道	・二酸化窒素及び一酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	4季に各7日間連続	4	①-●
地上気象	・風向、風速、気温、湿度 ・日射量、放射収支量	1年間連続	1	①-★	
上層気象	・風向、風速、気温	4季に各7日間（8回/日）	1	①-★	
騒音・振動	環境	・環境騒音	平日、休日各1日（各24時間）	6	②-●■
		・環境振動	平日、休日各1日（各24時間）	6	②-●■
		・低周波音	平日1日（24時間）	4	②-●
	道路交通	・道路交通騒音	平日、休日各1日（各16時間）	4	①-●
		・道路交通振動	平日、休日各1日（各12時間）	4	①-●
悪臭	・特定悪臭物質 ・臭気指数	梅雨期、夏季各1日1回 梅雨期、夏季各1日1回	2 4	②-▲ ②-▲■	
水質	・水素イオン濃度（pH）、流量	4季に各1日1回	2	②-◆	
	・浮遊物質（SS）、濁度、流量	降雨時1回	2	②-◆	
	・土質の状況	1回	1	計画地内	
地盤・土壌	・有害物質（土壌の汚染に係る環境基準項目、ダイオキシン類）	1回	1	②-★	
地下水・地下水質	地下水位	・地下水位	1年間に各月1回	1	②-★
	地下水質	・地下水質（環境基準項目、ダイオキシン類）	4季に各1日1回	1	②-★
日照阻害	・土地利用状況、地形等	1回	計画地周辺		
動物	重要な種及び注目すべき生息地	・哺乳類	春、夏、秋、冬に各1回	5	③
		・鳥類	春、繁殖期、夏、秋、冬に各1回	8	
		・猛禽類	2営業期（各月1回、2日）	4	④
		・昆虫類	春、初夏、夏、秋に各1回	5	③
		・両生類、爬虫類	早春、春、夏、秋に各1回	3	③、⑤
		・魚類	春、夏、秋に各1回	3	⑤
		・底生動物	早春、夏、冬に各1回	3	⑤
		・クモ類	春、夏、秋に各1回	—	③
		・陸産貝類	初夏、秋に各1回	—	③
植物	重要な種及び群落	・植生	秋に1回	14	⑤
		・植物相	早春、春、夏、秋に各1回	—	⑤
		・水生植物相	春、夏、秋に各1回	3	⑤
生態系	・地域を特徴付ける生態系	動植物の調査時期に準じた時期	—		
景観	・主要な眺望点の状況 ・主要な眺望景観の状況	着葉季、落葉季に各1回	8	①-■	
人と自然との触れ合いの活動の場	・主要な人と自然との触れ合いの活動の状況等	平日及び休日各1日（12時間）	2	②-◆	
	・道路構造、交通量	平日及び休日各1日（12時間）	3	①-◆	

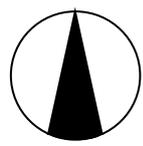
注）動物（猛禽類を除く）、植物及び生態系について、各調査地点の他に設定した任意踏査ルート上においても調査を実施します。

現地調査の位置



凡例

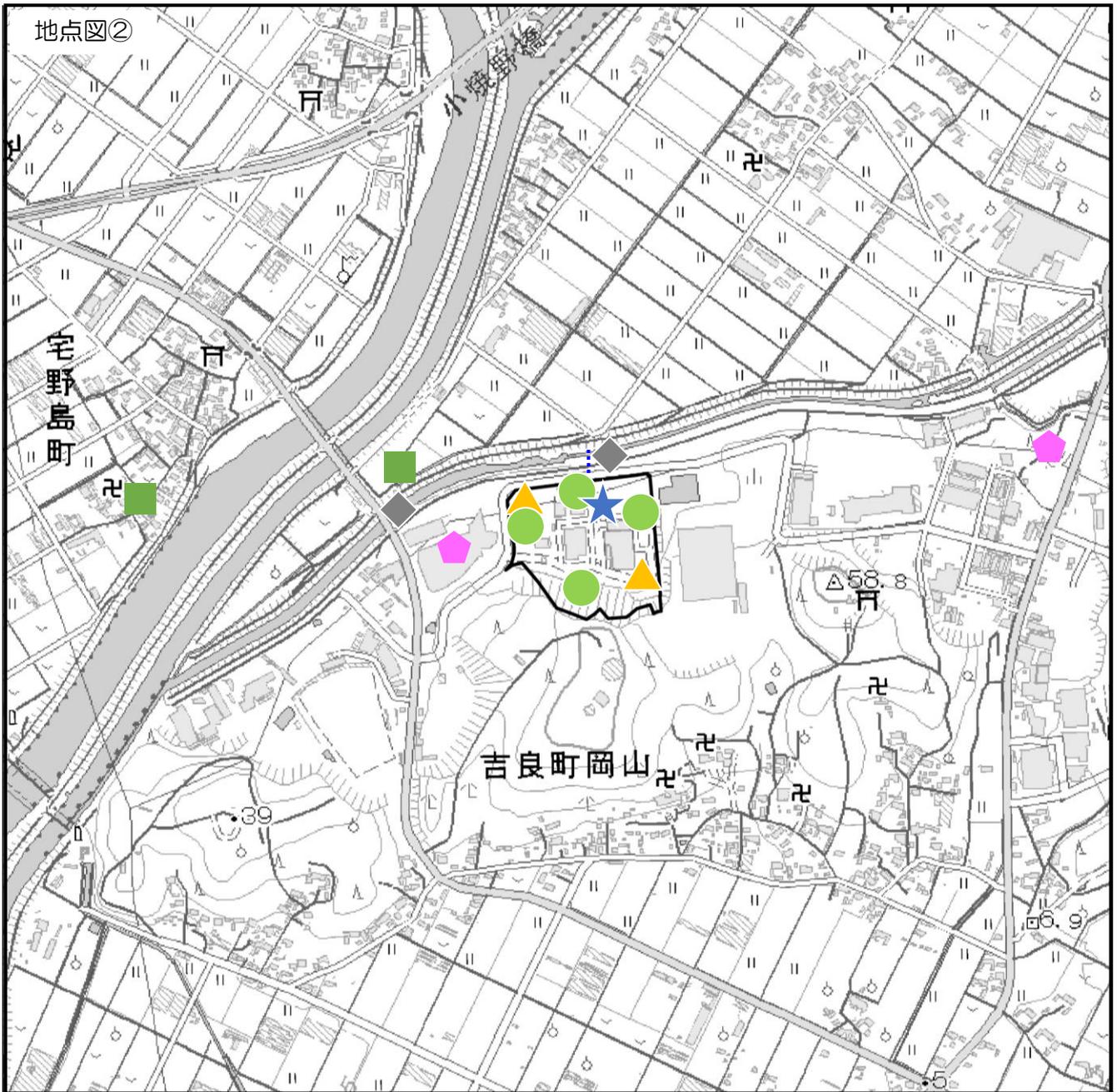
- 対象事業実施区域
- 市町境
- 道路沿道大気質、交通量等、道路交通騒音・振動調査地点
- ★ 環境大気質、地上気象、上層気象調査地点
- 環境大気質調査地点
- 景観調査地点
- ◆ 交差点交通量調査地点
- 主要走行経路



1 : 40,000

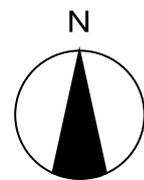


この地図は、国土地理院発行の1：25,000地形図「西尾」「吉田」を使用したものです。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 環境騒音、環境振動、低周波音調査地点
- 環境騒音、環境振動、悪臭（臭気指数）調査地点
- ▲ 悪臭（特定悪臭物質、臭気指数）調査地点
- ◆ 水質調査地点
- ⋯ 排水ルート
- ★ 土壌、地下水位・地下水質調査地点
- ◆ 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点

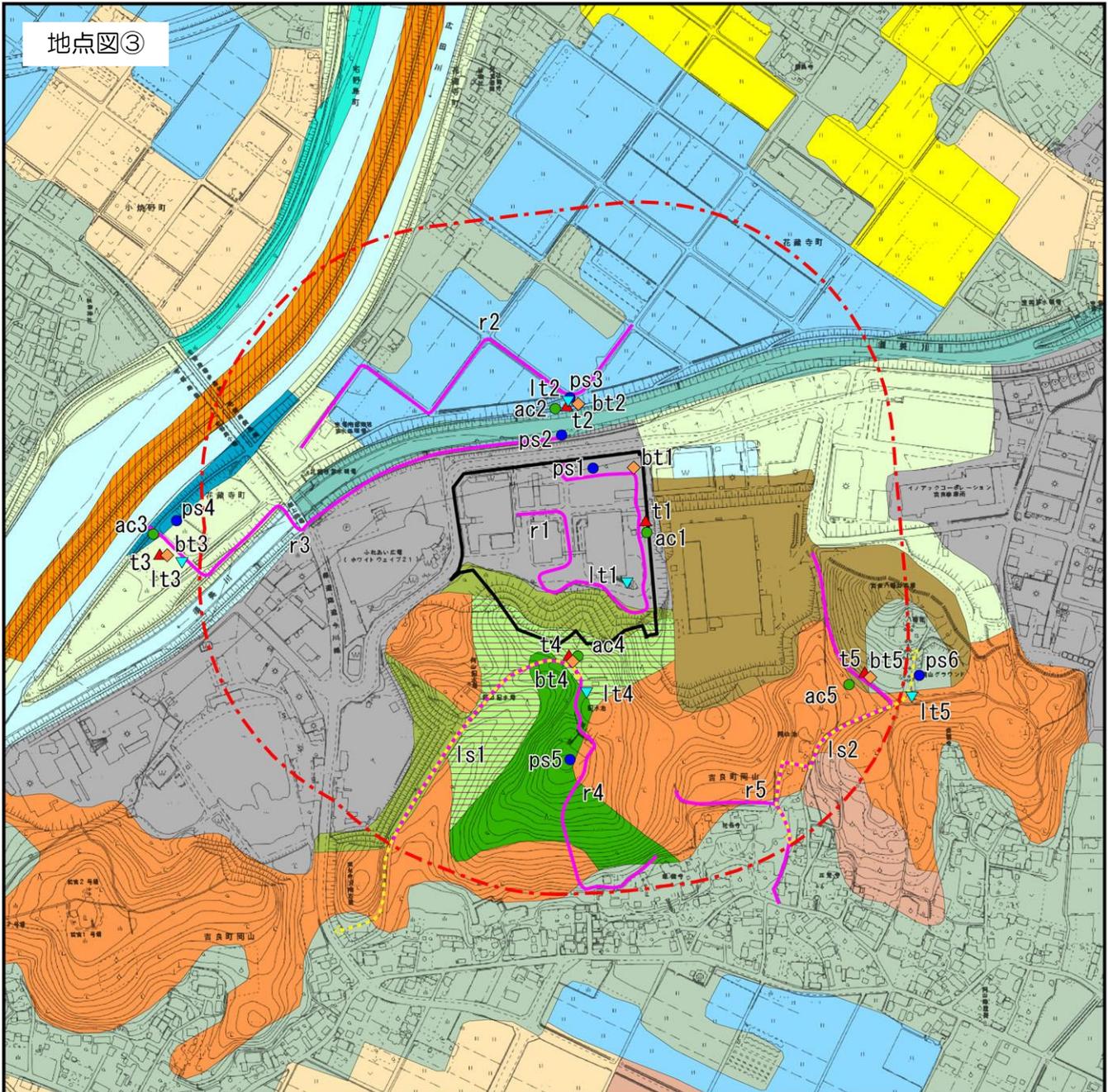


1 : 10,000



この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「西尾」「吉田」を使用したものです。

地点図③



凡例

この地図は、「西尾市地図情報サービス(地形図)」を使用したものです。

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域より300m

哺乳類調査地点

- トラップ法(t)
- 自動撮影法(ac)

鳥類調査地点

- ポイントセンサス法(ps)
- ラインセンサス法(ls)

昆虫類調査地点

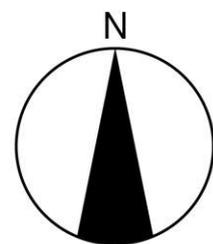
- ベイトトラップ法(bt)
- ライトトラップ法(lt)

— 任意踏査ルート(r:哺乳類、鳥類、昆虫類、両生類、爬虫類、クモ類、陸産貝類)

- ヤナギ低木群落 (V I)
- シイ・カシ二次林
- ケネザサーコナラ群集
- アカメガシワーカーラスザンショウ群集
- メダケ群落
- ツルヨシ群集
- オギ群集
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 竹林
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群落
- 果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 緑の多い住宅地
- 工場地帯
- 開放水域

注) 調査範囲及び地点は対象事業実施区域より300mを基本とし、実状を踏まえた上で設定。

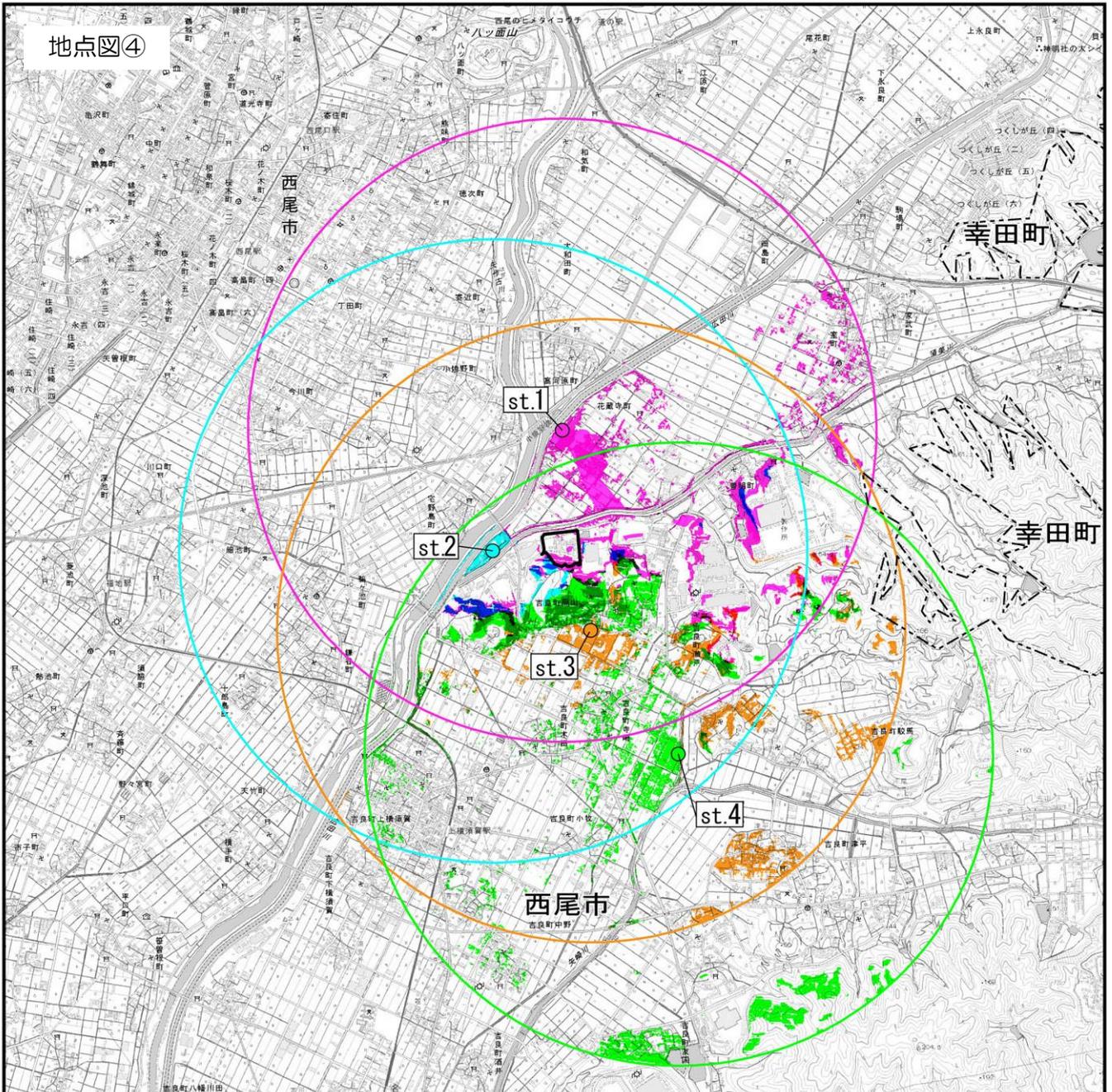
出典:「第6回、7回自然環境保全基礎調査」(環境省生物多様性センターホームページ)



1:7,500



地点図④



凡例

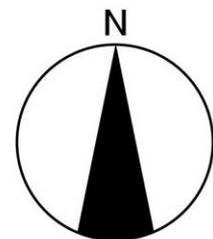
○ 対象事業実施区域

----- 市町境

- 可視範囲（地表面）
- 可視範囲（地表面）
- 可視範囲（地表面）
- 可視範囲（地表面）

注1) 上記以外の色の部分は、複数地点の可視範囲です。

注2) 各円の内側は、上空の可視範囲です。

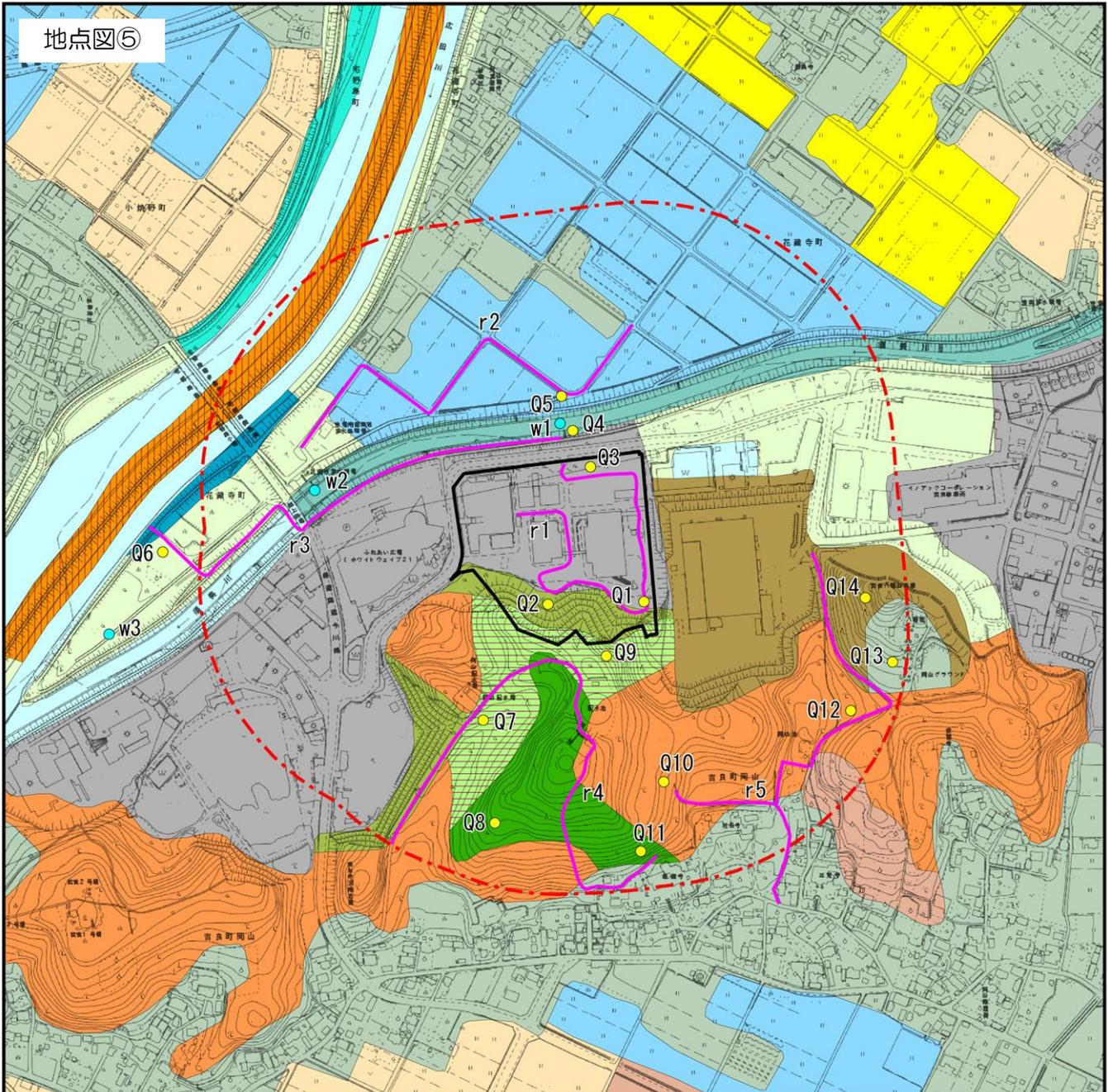


1:40,000

0 400m 800m 1.6km

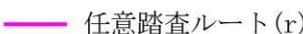


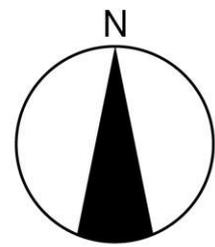
地点図⑤



凡 例

この地図は、「西尾市地図情報サービス(地形図)」を使用したものである。

- | | | | |
|---|-------------------------------------|---|-------------------|
|  | 対象事業実施区域 |  | ヤナギ低木群落 (V I) |
|  | 対象事業実施区域より
300m |  | シイ・カシ二次林 |
|  | 植生調査地点(Q) |  | ケネザサーコナラ群落 |
|  | 両生類、爬虫類、魚類、
底生動物、水生植物調査
地点(w) |  | アカメガシワーカラスザンショウ群落 |
|  | 任意踏査ルート(r) |  | メダケ群落 |
| | |  | ツルヨシ群落 |
| | |  | オギ群落 |
| | |  | スギ・ヒノキ・サワラ植林 |
| | |  | 竹林 |
| | |  | 牧草地 |
| | |  | 路傍・空地雑草群落 |
| | |  | 果樹園 |
| | |  | 畑雑草群落 |
| | |  | 水田雑草群落 |
| | | | 緑の多い住宅地 |
| | | | 工場地帯 |
| | | | 開放水域 |



1 : 7, 500



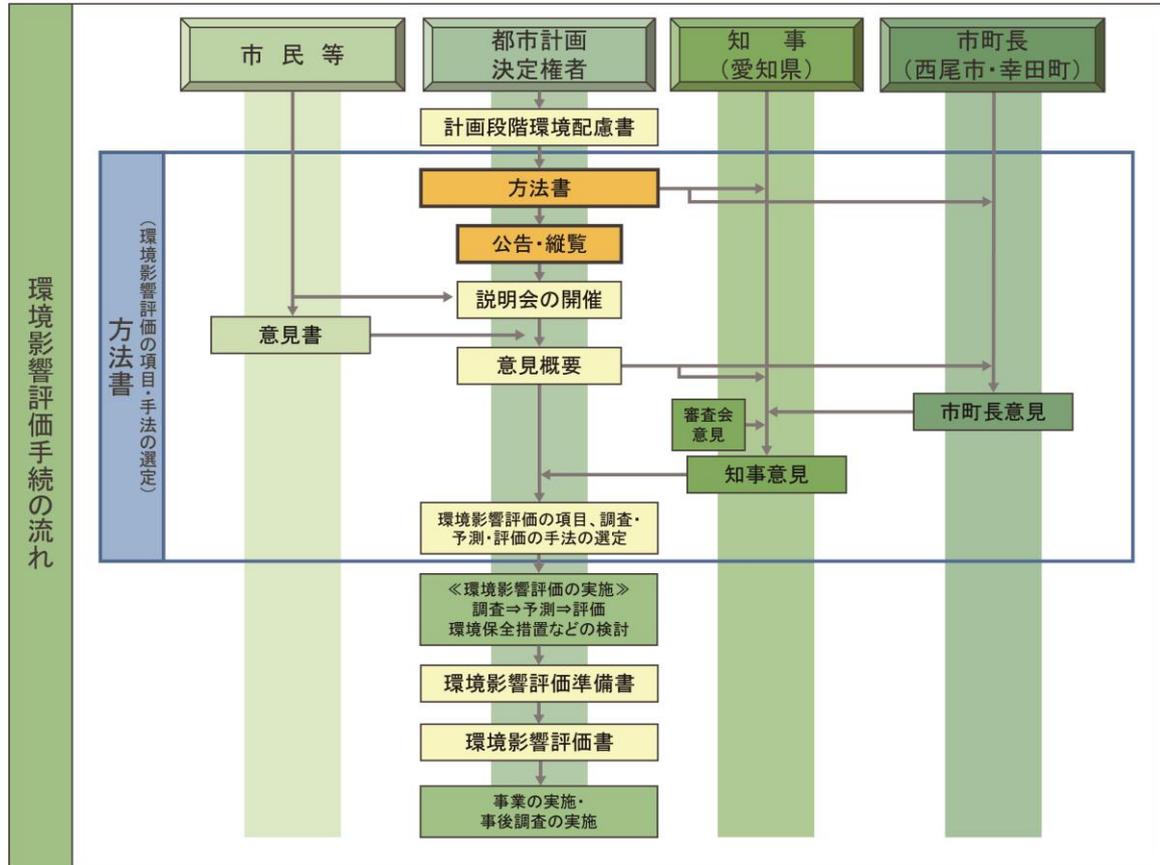
この地図は、「西尾市地図情報サービス(地形図)」を使用したものです。

◆環境影響評価の手续の流れ

愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れは、下図に示すとおりです。

今回の「方法書」の公表は、太線で囲んだ段階のものです。

今後は、方法書に対する市民等の意見や、審査会意見及び市町長意見等を勘案した知事意見を受け、必要に応じて環境影響評価の項目、調査、予測・評価の手法を見直し、現地調査を行い、事業計画等の検討を進めながら、環境影響評価準備書以降の手続を進めていきます。



◆方法書の縦覧

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間
西尾市環境部環境業務課 (西尾市クリーンセンター) 西尾市都市整備部都市計画課 西尾市役所一色支所 西尾市役所吉良支所 西尾市役所幡豆支所 幸田町環境経済部環境課	令和4年 11月 1日(火) から 11月 30日(水) まで ≪土曜日、日曜日、祝日は除きます。≫	午前8時 30分から 午後5時 15分まで

注) 西尾市のウェブページからもご覧になれます。

(<https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/gomi/1001396/1007002/1007550.html>)

◆意見書の提出

方法書について、環境保全の見地からの意見書を提出することができます。

提出先	西尾市 環境部 環境業務課 〒444-0531 愛知県西尾市吉良町岡山大岩山 65 番地
提出方法	提出先への持参または郵送 ※持参の場合には各縦覧場所でも提出できます。
提出期限	令和4年12月14日(水) ※郵送の場合には当日消印有効
意見書に必要な記載事項	方法書の名称 住所及び氏名 (法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 方法書についての環境保全の見地からの意見 (日本語で意見の理由も含めて記載)

◆方法書の説明会

日時・会場	令和4年11月15日(火) 午後7時から 西尾市クリーンセンター 2階研修室 (西尾市吉良町岡山大岩山65番地)
	令和4年11月20日(日) 午前10時から 西尾市役所 5階 51会議室(西尾市寄住町下田22番地)
備考	都市計画の概略の案に関する説明会との同時開催となります。 事前の参加申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

◆問合せ先

問合せ先	西尾市 環境部 環境業務課 〒444-0531 愛知県西尾市吉良町岡山大岩山 65 番地 TEL : 0563-34-8112
------	---